明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務一〇七）　一
○経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令（経済産業八一）　三

〔告　示〕
○内閣府設置法、デジタル庁設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき令和三年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件（内閣官房・内閣府・デジタル庁・復興庁一）　六
○チョコレート類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁五）　七
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三〇七、三〇八、三一〇、三一二、三一四）　八
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三〇九、三一一、三一三）　八
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（厚生労働四〇三）　八
○生産動態調査票の様式を定める件の一部を改正する件（経済産業二三四）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
証票無効関係　二
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四

省令

○総務省令第百七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十日

総務大臣　金子　恭之